

報告第4号

三宅町つながり総合センター解体工事請負変更契約の
締結に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定についての規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法同条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年12月3日提出
三宅町長 森田 浩司

三総第888号

三宅町つながり総合センター解体工事請負変更契約の
締結に関する専決処分

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定についての規定により、工事請負契約の締結に関する議決の一部変更について、次のとおり専決処分とする。

令和7年11月13日専決
三宅町長 森田浩司

- | | | | |
|----------|---|------|----------------|
| 1 議案番号 | 令和7年議案第41号（令和7年6月17日議決） | | |
| 2 工事名 | 三宅町つながり総合センター解体工事 | | |
| 3 契約の相手方 | 大阪府大阪市淀川区宮原4丁目1番45号
新大阪八千代ビル5階J号室
株式会社 前田産業 大阪支店
大阪支店長 川畠 一彦 | | |
| 4 変更事項 | 変更前 | 契約金額 | 金 73,250,100 円 |
| | 変更後 | 契約金額 | 金 75,914,850 円 |
| 5 変更理由 | アスベスト除去工事及び防犯カメラ移設工事の追加があつたため。 | | |